

社会福祉法人中野区社会福祉協議会
役員その他の役職者の報酬
及び費用弁償に関する規程

昭和59年 3月 制 定
平成 6年 5月 改 正
平成14年5月29日 改 正

(目 的)

第1条 社会福祉法人中野区社会福祉協議会の役員その他の役職者（以下「役職者」という。）の報酬及び費用弁償は、この規程の定めるところによる。

(役職者の範囲)

第2条 この規程における役職者とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事及び監事
- (2) 会長、副会長及び常務理事
- (3) 名誉会長、顧問及び相談役
- (4) 評議員
- (5) 委員会の委員

(報酬及び手当)

第3条 会長及び副会長の報酬額は、別表のとおりとする。

2 常務理事の報酬及び手当の額は、予算の範囲内で会長が定める。

2 報酬及び手当の支給方法は、事務局職員に対して支給する給与の例による。

(費用弁償)

第4条 役職者が職務のため会議に出席したとき、又は出張したときは、その費用を弁償する。

2 中野区内に居住する役職者が会議に出席したとき、又は中野区内に出張したときの費用弁償の額は、1回につき1,000円とする。

3 中野区外に居住する役職者が会議に出席したとき、及び役職者が中野区外に出張したときの費用弁償の種類及び額は、事務局長について定められている旅費の例による。ただし、その額が1,000円に満たないときは1,000円とする。

4 費用弁償の支給方法は、事務局職員に対して支給する旅費の例による。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する

別表（第5条関係）

役 職 者	報 酬 額
会 長	月額10,000円
副 会 長	月額 7,000円